2　農林中央金庫が、自己資本比率（法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段（農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものにより保全される額については、担保等提供者に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。	［項を加える。］
3　［略］	2　［同上］
（農林中央金庫と特殊の関係のある者） **第七十五条**　法第五十八条第二項前段の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者は、農林中央金庫の子法人等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第七十七条の二において同じ。）とする。	（農林中央金庫と特殊の関係のある者） **第七十五条**　法第五十八条第二項前段の主務省令で定める特殊の関係のある者は、農林中央金庫の子法人等及び関連法人等とする。
（法第五十八条第二項の規定の適用に関し必要な事項） **第七十六条**　［略］	（法第五十八条第二項の規定の適用に関し必要な事項） **第七十六条**　［同上］
2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。 一　農林中央金庫について第七十三条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額 二　農林中央金庫の子法人等について第七十三条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額	2　［同上］ 一　農林中央金庫について第七十三条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額 二　農林中央金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第七十三条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額
［3・4　略］	［3・4　同上］
（法第五十八条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方） **第七十七条の二**　法第五十八条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、農林中央金庫又はその子法人等をいう。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部改正）

第五条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。